

第3回 下水道事業小委員会 会議録

日時：令和3年6月3日（木） 午前10時00分～午前11時20分

場所：橋本市役所 3階 委員会室

【委員会出席委員】 濱田學昭委員、山下敏和委員、賛川一郎委員、乾幸八委員、矢野佳世子委員
中村豊夫委員、越山雅巳委員

【審議会内容】

1. 開会

- ・成立宣言：7人中、7人の出席により成立。
- ・会議の公開について：公開
- ・傍聴人：有り（1名）

2. 委員長あいさつ

- ・会議録署名委員の選出

濱田委員長より 会議録署名委員 越山 雅巳 委員

会議録署名委員 中村 豊夫 委員 の2名を指名。

3. 議事.

「適正な汚水処理の役割分担と下水道処理区域の縮小について（後編）」

1. 住民への周知方法と時期について
2. 8月号広報掲載イメージ
3. 12月ホームページ掲載イメージ
4. 第2回小委員会での質疑に関する補足

事務局より資料に基づき説明

【質疑応答】

（委員長）

ご意見ご質問はありますか。

（委 員）

下水道施設の老朽化対策として、これからどのように実施していくのか。また、これまで民間力の活用について検討していますか。

（事務局）

今のところ民間活力の導入は検討していません。適正な維持管理が必要となりますので、ストックマネジメントを計画的に実施しながら、更新の方を図っていきたいと考えております。

（委 員）

今の世の中の流れとして、横浜市を含め、東京と大阪市では民間活力の導入をどんどん進めています。少なくとも、今後の老朽化対策ではその辺のことも含めて、至急に検討された方が、財政的にも良いかと思われそうですし、積極的に参入する企業も結構あると思いますので、検討のほどよろしくお願いいたします。

個人負担での下水道への接続について、住民の方は自分が住んでいるところではどの辺に下水道管が通っているのか、接続費用がどの程度必要になるか、そういったことを知りたいのだと思います。特に合併浄化槽の設置費用と比較するのであれば、具体的な費用説明がないとどう判断してよいか分からないと思います。下水道管が深く埋設されていても、下水道へ接続する費用が安ければ接続しようかなと。それも合併浄化槽の設置費用と、後の点検費用の兼ね合いになるので、それらも含めて検討できるような一覧表を作られたらどうかと思います。『合併浄化槽の区域であれば今後どの程度の費用が必要になるかと思いますが、ご理解をお願いします。』という説明をしてあげないと、住民の理解はなかなか得られないと思います。私も含め、合併浄化槽に変えた場合、上下水道代がどのくらい上がるのか、逆に下がるのかということに一番興味があります。その辺のポイントを押さえて、説明していただかないと、住民としてはなかなか判断を出せないと思います。本委員会において、そういった点を提示していただけると自信を持って答申できると思います。『費用上がるよ。』と言われても、『そうですか。』ということで、私個人としては答申しにくいと思っています。

(事務局)

資料の4、ケース1の場合ですが、こちらは道路の比較的浅いところに管が通っている場合で、新たに家を建てて接続するときにはどれぐらいの費用がかかるのかというお話があったと思います。

排水設備に係る費用は、一般的に我々は概ね70万ぐらいと説明しています。それ以外に公共ますから本管への接続工事については、場合によりますが概ね30万から50万ぐらいでできるのではないかと認識しております。また、ケース2の場合ですが、これは深いところに大きな管渠が通っている場合を想定しており、この場合は立坑の設置や推進工法での施工となるため、個人負担で工事をするのはなかなか難しいのではないかと、費用的にも何千万になる可能性もございます。

(委員長)

個人のするような工事じゃないんですね。

(事務局)

その2の場合は個人がやれるような費用にはならないのではと考えます。それだけの費用をかけて下水道へ接続するのか、合併処理浄化槽を設置するのか比較して判断することになると思われます。

(委員)

合併浄化槽補助金の新制度について、8人槽から10人槽54万8千円と書かれていますが、例えば、大きな施設の必要人槽の算定は基準があるのですか。あと、単独浄化槽くみ取り式トイレから合併浄化槽の更新について、くみ取りでもない合併でもない単独でもない、ずっと昔の方式で浸透式のところがあるのですが、そういった方式のものも、この制度の対象になりますか。

(事務局)

浸透式のそういうものがあるということで、それについては上乗せ補助の対象になると考えます。

また集会所などの必要人槽は、建築主事の方が決めることになってますが、そこで決まったやり方に基づいて延床面積などで決まっていると聞いております。

(委 員)

再質問になりますが、合併浄化槽であれば設置費用がどのぐらいかかります、年間の維持費はこのぐらいかかります。公共下水道へ個人で接続された場合はこのぐらいの費用でできます。その辺の具体的な数値とかはありますか。

(事務局)

当然埋設されている位置もそれぞれ違いますので、その辺の情報というのは掴んでおりません。

(委 員)

これから地区区長等へ説明をされるということですが、その辺の費用を説明しないと全く説得力がないと思います。費用がどの程度かかるのかというのが一番の関心事です。『私が住んでいる地域であれば具体的にはどうなるの。個人で下水道へ接続する場合の概算工事費の一覧表と、合併浄化槽を設置して年間の維持費が分かる一覧表を見比べると、とんとんですよ。』と分かれば、それならやってもいいなと気になるが、そういう数値が全くなく、『必要性があります。』ということ进行全面的に言われても、『そうでしょうね、でも嫌です。』ということになると思います。

今のこの状況下で、なかなか私どもの収入は増えてきませんし、人口も減っていきますし、その辺の具体的な説明資料がないと、私を含めて、中々住民の方は納得してくれないと思いますので、その辺のことを考慮されたいかがかと思います。

(事務局)

下水道と合併浄化槽の維持管理の費用についてのお話がありましたが、一般的な家庭における下水道の年間使用料と、合併浄化槽を適正に維持管理していただいた場合の年間費用は、大差なく約 5 万円から 6 万円ぐらいと認識しております。また宅内の排水設備は、公共下水道であっても合併浄化槽であっても費用はほぼ一緒だと思います。費用負担の違いは合併浄化槽を設置する費用と、公共污水ますと接続費用になるかと思います。合併浄化槽の設置費は、概ね 5 人槽で 100 万から 120 万ぐらいと聞いていますが、下水道については本管の位置によって費用が変わりますので、それぞれによってということになります。公共污水ますだけの整備であれば、一戸約 15 万円で、それに接続費を加算するとどれぐらいの費用になるか算定することになるかと思われます。

(委 員)

先ほどのご説明の中に住民に対して親切丁寧な説明と言われていましたが、その辺を踏まえて、『あなたの場合このぐらいかかります。この地域の場合はこのぐらいかかります。』という大体の費用を提示していただければ非常にわかりやすいと思います。

(委員長)

事務局が説明されたように、その地域や敷地の大きさによって違いがありますので、『標準的にはこれぐらいです。』という説明はできるかと思いますが、詳しくとなれば『専門業者に見てもらってください。』というのが正しい言い方になると思われるので、そういう説明をすることが大事だと思います。

(委 員)

今までは公共下水道が整備されれば接続してくださいという方針から、合併浄化槽の区域になりますということは大きな転換だと思います。その必要性の意義はわかっていますが、一番の関心事は費用がどのぐらいになるのかということだと私はそう思っています。費用面のことを概略でも良いので説明していただかないと中々納得できず、『そうですか、でも合併浄化槽は設けません。』という意見が増えるの

ではないかと思います。

資料 3 合併浄化槽の法定検査実施率が、なかなか増えていかないとのことですが、民間業者を活用して、個別での点検ではなく一括で行うとか、そういう方法も取れるのではないかと思います。

個人個人に負担を掛けすぎではないかと思います。設置には補助がありますが、年間の維持費は個人が負担しています。その負担が軽減されるような策を、市の方で考えていただきたい。例えば、民間力を活用して、個々の発注であればこの費用であったが、一括発注することでこのぐらいの費用になります。というような提示があれば、少しは考えようという気持ちが湧いてくるとと思います。

個人の負担と責任と言われても、納得できるものではないと思います。

(事務局)

使用料と維持管理の話がありましたので、前回までの資料(前編)で一部ちょっと触れさせていただきます。世帯人数によってくるところはありますが、概算的な比較として3人世帯で1人当たりの水道使用量が7m³から8m³とした場合、公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽の使用料、維持管理を比較してもさほど差はありません。これについては、水道使用量が多い場合や、人数が多い場合は差が出るかと思います。もう少し資料に補足したいと考えております。

(委 員)

そういった資料を住民への説明の際に、全面的に打ち出していいただければ説得力があると思います。

(委 員)

資料4はどういうときに使いますか。

(事務局)

問い合わせがあった場合、こういうことが可能ですよというような説明になるのかと思います。この区域では下水道が使えますか、もしくは合併処理浄化槽になりますかっていう問い合わせをいただいた時の対応ということになります。

(委 員)

その点について、今はネット社会です。橋本市のホームページで、自分の地域を検索し、概要が分かれば問い合わせはしないと思います。

高齢化が進んでいますので電話や窓口対応も必要ですが、実際興味を持っている人は、費用がどのぐらいかかるのか検索すると思いますので、親切丁寧な資料を作っていただき、ネットで検索できるような方式を取っていただきたいと思います。

(事務局)

可能な範囲内でその点についてはホームページや広報で周知していけたらと考えます。

(委 員)

住んでいる周囲には単独浄化槽が多くあります。市では合併浄化槽への転換について何かされていますか。

(事務局)

今、浄化槽の清掃業者と連携して、単独浄化槽のところを合併浄化槽に変えていってくださいよというような啓発を行っています。

(委 員)

公共下水道が整備されませんので、これからの課題として合併浄化槽の修繕に係る補助制度を検討し

てほしいと思います。

（事務局）

現在、合併処理浄化槽の割合が 20% と高くなく、転換が進んでいない状況です。

まずは環境負荷の低減ということで、くみ取り式トイレや単独浄化槽から合併浄化槽への転換について、水洗化の特例措置ということでこれをもって水洗化の方を進めたいと考えています。その先に将来的な話としてそういったものも検討はしていきたいというふうに考えます。

（委 員）

合併浄化槽の大きさで 5 人槽、7 人槽、10 人槽とありますが、何が基準で決まっているのか聞かれることがあります。その点についても説明が必要だと思います。また、補助金については、公民館や集会所などは交付対象ではないので、補助金の交付対象は個人の住居のみという要件説明も必要です。

（委員長）

合併浄化槽の規模は、述べ床面積によって決まっています。ほとんどトイレ使わないから小さいトイレを設置して、それ以後そうならなかったら困るので、標準的なものを設置するというような設定だと思います。

（委 員）

どんどん人口が減っているが家はそのまま、家族は 2 人きり。その場合でも、そういう法律が適用されているのですか。特例措置はないのですか。

（事務局）

やっぱり小さいものをつけてしまうと、誰かが引っ越してきたときにはサイズが見合ったものでなければ更新が必要です。その時に大きいものに変えるといっても、かえって費用が掛かることになると思われます。

（委 員）

2 人だけだと 5 人槽で十分でしょうと思うのが、普通だと思います。面積に応じた大きさの設定で大きな浄化槽をつけないということになれば、そこまでの費用をかけてできないとか、反発が生まれて、転換が進んでいかないことになり悪循環だと思います。その点の何か緩和措置を考えたほうが良いと思います。

（委員長）

例えば、設備や電気の容量も使用時の最大値を考慮して設定していると思います。現在が少ないからといって、もう少し自由に何とかできませんかっていうのは難しい話だと思われます。

（委 員）

そういった考え方を変えていかないと、合併浄化槽への転換は進まないと思います。

大企業も自家発電を増やして売電し、契約電力量は減らしていくような時代です。個人でもそういう契約に変ってきています。現状を見て変えていかないと世の中変らないし、固まった考え方では、合併浄化槽への転換は進まないと思います。

（委員長）

長期的なことを考えるのは、ここでは少し難しいと思われます。

（委 員）

審議・委員会の答申としてではなく、市の方に考え方を柔軟にすることも必要だと訴えているのです。

(委 員)

合併浄化槽にするとすれば水回りの回収が必要で、お年寄り夫婦であれば、もうそこまでお金をかけて設置する気にはならないと考える方も多いと思います。若い人がいる家庭では、合併浄化槽が設置されているので、公共下水道が整備されなくても仕方がないという声が多いです。

お年寄りの方に理解して、転換して頂くのは相当難しいと思われる。

(委 員)

この大前提が市の事情です。これまで下水道を整備しますという方針であったものが、市はお金がないので合併浄化槽の推進に大転換します。

将来を考えての対処法だとは思いますが、住民の立場に立って誠心誠意をもって説明してください。

(委員長)

他のご意見はありませんか。

(委 員)

資料編の8月広報のイメージですが、汚水処理の目的を一つ入れていただきたい。

一番伝えたい、汚水処理施設は、橋本市に暮らしている住民、ふるさとの美しい自然環境を守るためのものであるということを入れていただければと思います。

合併浄化槽の資料の中で『管理者が自ら行う』という表現は冷たく感じるので改めてください。

これから下水道の整備対象区域から合併浄化槽に方針転換をしていただく必要がある方。その方が自ら行うことを明確にする。そのためには市民が暮らす地域、自然のふるさとの美しい環境を守るのが目的とすべきです。そこが出发点です。財政の問題は現実問題としてありますが、それは本末転倒です。もともと環境を守っていくと。そのためにお金がないからどうしようかと。いうことで、一番いい方法を考えようというのが、この趣旨だろうと思いますので。

資料3の12月のホームページ掲載イメージに国の方針を記載していますが、内容が固く不要かと思われます。言いたいことは、持続できないような計画があり、ふるさとの環境を守るためにこれを持続可能な形にしたいというのが目的だと表現するほうが良いと思います。

資料3の12月ホームページ掲載イメージの汚水処理の種類で、分かりやすくするため各汚水処理のところに皆さんの頭に入れていただきたいことを加筆する。農業集落排水は何%できていて、老朽化が進んでいますということを短く問題点を入れる。合併処理浄化槽のところは、単独浄化槽と汲取り式トイレの転換が進んでいません。公共下水道のところは、接続率がこれぐらいで、これも十分上手く活用されているとは言えません。大きな問題一つでいいですから、そういうのを記載すると分かりやすいと思います。

目的はこれで、現状はここに問題があって、こういう処理の問題があってということになるのかなと思います。お金の問題でちょっと誤解するといけませんが、住民の方に説明するときには、具体的に身近な感じでお話できたらいいと思います。合併浄化槽補助金の新制度のところでは、誤解を与える表現になっていると思われるので整理して、こういう方だとこれぐらいの金額です。としたほうが分かりやすい。

委員会資料の中には概算があるので、条件を明示し、活用すると良い。お金が問題だという方がやはり多いと思うので、それに対しての説明資料が必要。ただし、個別に条件がありますので、それについては市の方に相談してくださいと記載しておく。それが行政サービスになると思います。

さきほどからご指摘があった行政サービスは、こうだから従ってくださいではなく、住民が検討するために必要な作業支援というのもあるかと思います。窓口やこういう体制でやっていきますということを検討していますでもいいので、そういうことも考えていただければと思います。

資料 4 については、技術的には可能だけでも現実的に経済的な面とか、実際に暮らす住民の方の年齢や家族構成からそう考えると現実的ではないですねという程度のものが分かればと思います。

(委 員)

今のご意見は貴重だと思います。我々の住んでいる地域だったらどうなるか、具体的な数字や金額などが分かるようホームページに親切丁寧に掲載していただければ非常にわかりやすいと思います。

(委 員)

下水道計画区域を縮小せざるを得ないというようなPRは、もうすでにされていますか。

また、単独浄化槽から合併浄化槽への転換方法は、使用している単独浄化槽に一つ槽を増やすといった方法は可能なのでしょうか。全く知らない人からはそういった点の質問があると思います。

(委 員)

合併浄化槽と単独浄化槽の違いや、処理される仕組みなどをお知らせすることも重要です。

(事務局)

公共下水道の計画縮小は、広報やホームページへの掲載は、今のところやっておりませんでした。

料金改定の説明会の中では、区域は縮小していかざるをえない状況ですという説明はしたかと思います。8月の広報で縮小せざるを得ない状況について掲載することになります。

(委員長)

それから資料の国の方針のところを補足すると、これまでのインフラ整備から地球温暖化による集中豪雨などの浸水対策に力を入れてやらなければならない中、限られた予算の中で言えば下水道整備に予算を費やすのが苦しい状況にあるということが、背景にあるわけです。

(事務局)

いただいたご意見をもとに本日の資料を修正させていただきます。

(委員長)

『下水道区域の縮小』という表現を使っていますが、現状あったものを小さくするっていうのが「縮小」なので、下水道事業を縮小するイメージに取られるので、整備済の区域は現状のままなので、表現も気を付けた方が良くと思います。他になれば、本日の議事は以上で終わりたいと思います。

4. その他

(事務局)

次回下水道事業の小委員会の開催につきましては改めてご案内します。

今日いただきましたご意見を参考に当局の方から答申案を示させていただきたいと考えております。

5. 閉会

閉会時間 午前 11 時 20 分